

規制緩和に関する取り組み状況等について
令和6年度中にご意見をいただいたものについて、制度等の現状、取り組み状況を回答します。

No	ご意見	対応の分類	制度等の現状 (関連する法令がある場合は法令名を記載してください)	対応の概要
1	・富山県岩石採取計画認可事務取扱要領においては、岩石採取計画の認可期間は原則3年とされている。しかしながら、3年で終了するような山砕石開発は一般的とは言えず、多くは3年超の期間を要し、変更認可申請を行って認可期間の継続(延長)を受けているところがほとんどである。 ・この認可期間3年を現状に即し、より長期に緩和いただきたい。 ・なお、国が編集する採石法の逐条解説書でも「5年程度が適当」と記載されている。	②中長期的に対応を検討	富山県岩石採取計画認可事務取扱要領にて、岩石採取計画の認可期間を3年と定めている。 ただし、次の基準のすべてに該当し、採掘方法および災害防止対策等に問題がないと認められる場合には、特例として5年以内とすることができ ます。 (1)現在受けている認可期間について3年以上の期間が認められており、かつ岩石採取計画の変更に係る申請書を提出期限内に提出していること。 (2)現在受けている認可期間中に、当該採取場の業務管理者等が富山県山砕石開発協同組合の主催する講習会等を毎年受講していること。 (3)現在受けている認可期間中に、採石作業に伴う重大な人的被害が発生していないこと。 (4)現在受けている認可期間中に、採石業に起因する災害(騒音、粉塵、振動、水質汚濁等周辺に被害を及ぼすもので対策措置を要するもの)が発生していないこと。 (5)現在受けている認可期間中における法第42条の規定に基づく岩石採取場立入検査において、法第34条の6に規定する指導及び助言に対して、すみやかに対策を講じていること。 (6)現在受けている認可期間中に、岩石の採取に際し関係法令による監督処分を受けていないこと。	他県の状況や認可期間を延長することによる災害防止対策等への影響など踏まえて検討してまいります。
2	現在、能登半島地震に対する「なりわい補助金」申請を行っているが、書類が多いだけでなく、住所や金額を複数回記入する必要があり、また紙による提出が求められている。DXの時代なので、電子申請をさらに進めてもらおうと同時に押印などの簡素化を進めてほしい。 この事例は「なりわい補助金」に対してですが、それ以外の申請においても同様なことが発生しており、また、部署が違うといくつもの書類が発生することなども検討してもらい1ストップでの申請が可能な行政改革をお願いしたい。	②中長期的に対応を検討	富山県なりわい再建支援補助金については、提出書類をチェックリストでまとめており、補助金額の計算書類のほか、被害状況が分かる写真や図面などを提出することとしています。 また、提出方法については、被害状況の写真や平面図等、データ化されていない書類の提出が必要となることから、紙媒体での提出としています。	提出書類の簡素化については、これまでも事業者の皆様から寄せられたご意見を踏まえ、国とも調整しながら進めてまいりました。引き続き、皆様のご意見を踏まえ、対応を検討してまいります。
3	・農業近代化資金事務取扱要領において、貸付対象事業等が現在の農業環境にマッチしていない。早急に要件を再整備すべき。 (例)30haを超える面積を耕作している農業者でも個人であれば1,800万円までとなっており、資金ニーズに応えられない。 (例)農作業場兼格納庫の要件が30万円/1坪と、昨今の原材料価格高騰等の影響を考慮するとかなり厳しい。構造別標準単価等も踏まえて検討すべき。	②中長期的に対応を検討	貸付限度額については、富山県農業近代化資金事務取扱要領別表第1に、個人1,800万円、法人等2億円と定めおり、これは国の「農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」第2の4にても同額とされています。 また、農作業場兼格納庫の標準事業費単価は同要領別表第5に、3.3㎡当たり30万円以内(税抜)と定めています。	近年の資材価格等の高騰や社会情勢を踏まえ、現在の農業環境にマッチしていない基準については見直しを検討してまいります。
	・富山県農業信用保証制度円滑化対策費補助金交付要綱についても、対象が個人1800万円法人3600万円となっている。上記要領と共に農業者が利用しやすい要件整備を早急に検討すべき。	③対応、検討不可	富山県農業信用保証制度円滑化対策費補助金交付要綱第4条第2項にて、補助対象となる被保証者ごとの通算保証残高を個人1800万円法人3600万円と定めており、これは農業経営改善関係資金基本要綱(第3農業者の手続き等3(3))で定められている無担保・無保証人の保証額のとおりとなっています。	左記のとおり対象経費については、農業経営改善関係資金基本要綱(第3農業者の手続き等3(3))で定められている無担保・無保証人の保証額のとおりとなっているため、要件の変更は難しいと考えております。
	・富山県農業経営改善促進資金融通事業実施要綱 第7の4 【本制度の主旨に即した活用が図られていないと認められる場合は、利用継続の可否について推進会議の意見を聴いて処理するものとする。】となっているが、運用ルールに則り積極的に意見を聴いて整理するべき。	②中長期的に対応を検討	富山県農業経営改善促進資金融通事業実施要綱 第7の4にて「県は、融資機関に対して、本資金の貸付け等に関して必要な事項を指示することができるものとする。なお、本制度の主旨に即した活用が図られていないと認められる場合は、利用継続の可否について推進会議の意見を聴いて処理するものとする。」と規定しており、毎年度開催している農業制度資金説明会において、農業経営改善促進資金の適正な運用を図るよう、融資機関等へ周知しています。	必要な資金が公平・公正に供給されるよう、各金融機関等とも連携し、改善を検討してまいります。
	・農業近代化資金事務取扱要領に基づく貸付事務手続きでは、申請(毎月5日)から承認(申請月末日)実行(5日or15日or25日)と1か月以上かかっている。経営改善資金計画書の作成からであれば2か月程度かかる。作成から実行まで1か月程度の事務手続きにできないか。	②中長期的に対応を検討	富山県農業近代化資金事務取扱要領第14の4に基づき、農業近代化資金借入(希望)申込書等県受理期限を毎月5日、承認日を毎月月末と通知しています。 一定の要件を満たす場合は、借入申込から11営業日以内に承認する「クイック融資」手続きが可能です。	申請者が円滑に資金を借り入れることができるよう、各金融機関等とも連携し、改善を検討してまいります。
4	県に対して診療空白が生じないよう、産業動物の診療需要に応じて補完いただくよう要請しているが、所管課からは家畜保健衛生所の獣医師であっても診療は条例でできないと回答されている。 全国的には7府県(石川県、京都府、徳島県、高知県、島根県、和歌山県、長崎県)は県(官)が診療を行っており、収入を得る場合の点数等や嘱託契約にて医薬品管理や農家への請求をNOSAI側が行えば可能と該当県のNOSAIより回答いただいている。富山県においても診療可能となるよう、条例など必要な改正・緩和いただきたい。	③対応、検討不可		県からは、条例でできないと回答した事実はありません。 なお、県では、獣医療の提供に支障が生じないよう、マッチング等により、高齢獣医師の後継者確保に務めております。

No	ご意見	対応の分類	制度等の現状 (関連する法令がある場合は法令名を記載してください)	対応の概要
5	2年毎に申請する指名願いの書類及び手続の簡素化をしてほしい。	②中長期的に 対応を検討	富山県では、地方自治法施行令第167条の5(一般競争入札の参加者の資格)及び第167条の11(指名競争入札の参加者の資格)に基づき、建設工事や建設コンサルタント等業務委託の競争入札に参加する者に係る資格審査の受付を2年ごとに実施し、入札参加資格者名簿を作成しています。入札参加資格審査にあたっては、厳正な審査のため、業者の皆様に対し、審査事項に係る申請書及び確認書類等の提出を求めています。	県では、これまでも入札参加資格審査に係る審査事項や確認書類等に関する見直しを行ってきており、今後とも書類の簡素化等について検討してまいります。
6	・指名通知書の開札予定日時(開札時間)が予定通りの時間に開札されない。 (順調時で10～15分かかるが、遅い時は半日以上開札されない) 入札1件当たり、開札～落札決定通知書が送付されるまで時間がかかるのであれば、あらかじめその時間を考慮して開札時間を設定してほしい。 ・電子契約の対象範囲を広げてほしい。 ・調査職員選任通知書もメールでの通知にしてほしい。 ・履行期間延長の協議書について 延長理由を「別紙も通り」にせず、同じ用紙に記載して用紙1枚にしてほしい。協議書もメールでの通知にしてほしい。	②中長期的に 対応を検討	・開札について 開札日時については、電子入札システムの指名通知書により「開札予定日時」を通知しています。原則として、予定時刻通りに開札するよう努めておりますが、他の入札の状況等により、開札が遅れる場合もあります。 ・電子契約について 土木部及び農林水産部が発注する建設工事に係る委託業務については、令和5年6月より予定価格が2千万円以上の契約案件について電子契約を導入し、令和6年7月には1千万円以上の案件に対象を拡大したところです。 ・調査職員専任通知書について 調査職員専任通知書は、知事印を押印のうえ、原本を郵送しています。 ・履行期間延長の協議書について 様式の体裁上、延長理由の記載は別紙としていたことが多く、協議書(公印付き)は原本郵送としています。	・開札について 予定時刻通りの開札となるよう努めてまいります。 ・電子契約について 土木部及び農林水産部が発注する建設工事に係る委託業務については、段階的に電子契約の対象案件の拡大を図っており、令和7年1月1日以降に公告又は指名通知を行う案件から、全ての案件で電子契約が利用可能となります。 ・調査職員専任通知書について 調査職員専任通知書をメールで通知するためには、公印の省略が必要であるため、今後、押印の必要性について検討してまいります。 ・履行期間延長の協議書について 協議書の様式や押印の必要性について検討してまいります。 メールでの通知が必要であれば、各業務の調査職員にご依頼ください(スキャンして送付する等対応を検討します)。
7	・工場立地法の緑地について、新規の工場はわかりますが、既存工場の増築案件については緩和してほしいと思います。	③対応、検討 不可	・工場立地法の事務処理権限はH28年度より市町村に移管しております。	・市町村に確認したところ、国のガイドラインに沿ってアドバイスを行っているところですが、場合によって緩和できることもあるようですので、ご相談をいただければと存じます。
	・確認申請の審査部門の人員を増やすべきだと思います。近年書類・図面が複雑化高度化しているのに相談をうけつけていません。	②中長期的に 対応を検討	・確認申請等について 近年の建築関係法令の複雑化、さらに、令和7年4月の建築基準法・建築物省エネ法の改正による省エネ基準の義務化、建築確認に係る審査省略の対象範囲の限定により、これまで以上に確認申請等の審査に要する時間が増加し、人員不足が懸念されているところです。	・確認申請等の審査部門の増員については、検討してまいります。なお、建築相談については、随時受付を行っていますが、回答に時間を要している場合もありますので、迅速な対応に努めてまいります。
8	・災害復旧業務等で繁忙なため、設計委託業務についても、工事同様に、「余裕期間制度」を採用されるよう検討いただきたい。	②中長期的に 対応を検討	工事においては余裕期間制度を設けていますが、委託業務に関しては余裕期間制度はありません。 (参考) 富山県土木部所管建設工事に係る余裕期間制度(フレックス方式)試行要領 富山県土木部所管建設工事に係る余裕期間制度(発注者指定方式)試行要領	他県等の状況を注視しつつ、委託業務での余裕期間制度の必要性等を考慮した上で検討いたします。
9	・建設事業者においては、技術者の雇用確保が非常に厳しく、そのことは現在また、将来の社会資本整備の担い手を確保するためにも大きな課題となっています。 そこで富山県でも工事書類の見直しを行っていますが、情報通信機器、デジタル技術の活用により効率化、生産性の向上を図り、提出工事書類の見直し、簡素化により、現場技術者のより一層の負担軽減を図ってほしい。	②中長期的に 対応を検討	生産性向上の取り組みとして、書類簡素化のほか、情報共有システム(クラウド上での受発注者間での施工情報や関係書類の情報交換)や遠隔臨場(モバイル端末を利用した立会い等)を実施しています。 (参考) 工事書類の簡素化試行要領(案) 情報共有システム試行要領 建設現場の遠隔臨場に関する試行要領	各種要領は業界等の意見も聞きながら内容を改定してきており、今後もデジタル技術の活用や簡素化により、継続して現場技術者の負担軽減に努めます。
10	委託業務で、全ての契約を電子契約対象にしてほしい。	①直ちに 対応、検討可能	土木部及び農林水産部が発注する建設工事に係る委託業務については、令和5年6月より予定価格が2千万円以上の契約案件について電子契約を導入し、令和6年7月には1千万円以上の案件に対象を拡大したところです。	土木部及び農林水産部が発注する建設工事に係る委託業務については、段階的に電子契約の対象案件の拡大を図っており、令和7年1月1日以降に公告又は指名通知を行う案件から、全ての案件で電子契約が利用可能となります。